

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(使用料) <u>第6条</u> 駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2・3略</p> <p>(過料) <u>第7条</u> 略</p> <p>(禁止行為) <u>第8条</u> 略</p>	<p><u>(駐車時間の制限)</u> <u>第6条</u> 駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）は、<u>1回の利用が7日を超えない範囲で利用しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、これを延長することができる。</u></p> <p>(使用料) <u>第7条</u> <u>利用者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</u> 2・3略</p> <p>(過料) <u>第8条</u> 略</p> <p>(禁止行為) <u>第9条</u> 略</p> <p><u>(引取りの請求)</u> <u>第10条</u> <u>利用者が第6条に規定する期間を超えて車両を</u></p>

駐車している場合は、市長は利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき、又は市長の過失なくして利用者を確認することができないときは、市長は、車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者(以下「所有者等」という。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により市長が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、使用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定した日を経過した後に当該車両について生じた損害については、市長の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第11条 市長は、前条第1項の場合において、当該車両の利用者又は所有者等を確認するために必要な限度の調査をすることができる。

2 市長は、調査した場合において必要があると認めるときは、調査した内容を警察その他の関係機関に通報する等適切な措置を講じる。

<p>(損害賠償) 第9条 略</p> <p>(賠償責任) 第10条 略</p> <p>(休止) 第11条 略</p>	<p><u>(撤去の勧告)</u> 第12条 市長は、第11条の規定による調査の結果、放置されている自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該自動車を撤去するよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、放置されている自動車の所有者等が判明しないときは、当該自動車に自己負担で車両の撤去を求める旨を記載した書面を貼付することができる。</p> <p><u>(撤去命令)</u> 第13条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めてその者に対し、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。</p> <p>(損害賠償) 第14条 略</p> <p>(賠償責任) 第15条 略</p> <p>(休止) 第16条 略</p>
---	---

(委任)
第12条 略

(委任)
第17条 略

--	--